EU　輸入品目規制

食品、農水産品に対する規制、検疫、輸出入ライセンス　詳細

1. 一般食品法 1
2. 食品衛生 2
3. 動物検疫 10
4. 農産品：輸入ライセンス 16

1. 一般食品法

食品法の一般原則と要件を規定し、欧州食品安全機関を設立し、食品安全に関する問題の手続きを規定する 2002 年 1 月 28 日付欧州議会・理事会規則 178/2002（2002 年 2 月 1 日付官報 L31 掲載）（規則 2017/745、2019/1381 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32002R0178

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

規則 178/2002 は食品全般に対して広く適用される一般法で、EU の食品関係法における一般原則や要件を規定するものである。同規則を踏まえ、一般食品に対する食品衛生規則（規則 852/2004）、動物起源食品に対する食品衛生規則（規則 853/2004）などが定められている。

EU の食品安全規制については、欧州委員会のウェブサイトを参照。

https://food.ec.europa.eu/safety_en

また、食品に関する一般法については、以下で確認できる。

https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/general-food-law_en

同規則により、EU 域外の第三国から輸入される食品についても、EU の定める法令や同等性が認められた要件（輸出国と特定の合意がある場合はそれに規定された要件）を遵守することが求められている（第 11 条）。

また、同規則では、食品が人の健康や環境に甚大なリスクをもたらす可能性があると判断された場合、EU が当該食品の上市停止などの緊急措置をとることが認められている（第 53 条）。例えば、福島原発被災に伴う日本産食品に対する措置は、同規定に基づくものである。

その他の措置については以下のウェブサイトを参照。

https://food.ec.europa.eu/animals/veterinary-border-control/special-import-conditions_en

(1) 日本に関連する緊急措置

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

福島原子力発電所の被災に伴い、日本を原産もしくは発送元国とする飼料および食品の輸入について特別の条件を課すとともに、欧州委員会実施規則 2016/6 を廃止する 2021 年 9 月 17 日付欧州委員会実施規則 2021/1533（2021 年 9 月 20 日付官報 L330 掲載）が適用されていた。その後、欧州委員会実施規則 2021/1533 を廃止する、2023 年 7 月 13 日付欧州委員会実施規則 2023/1453（2023 年 7 月 14 日付官報 L 179/90 掲載）の適用により、2023 年 8 月 3 日から EU の輸入規制措置が撤廃された。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島原子力発電所被災に関連して、日本から輸入される食品および飼料（日本からの EU 向け輸出が認められる水産品や牛肉などを含む）に対する一時的な規制措置が 2014 年から導入された。同措置はその後、継続的に実施されている飼料・食品の放射線量調査の結果を受けて、段階的に緩和が進められた。当初の規則を廃止する実施規則 2021/1533（2021 年 10 月 10 日適用開始）により、規制措置は大幅に緩和され、放射性物質検査証明書や産地証明書の対象品目が限定されたが、群馬県産の一部の水産物、宮城県産のゼンマイ、山形県・長野県・新潟県及び岩手県産の野生のきのこ類等に対して、放射性物質検査証明書の添付が必要となっていた。その後、実施規則 2023/1453 が 2023 年 8 月 3 日に適用され、EU による輸入規制措置が撤廃され、2023 年 8 月 3 日 EU 到着分から放射性物質検査証明書の添付が不要となった。

最新の関連情報は、以下の農林水産省及び水産庁ウェブページで参照できる。

農林水産省「欧州における規制措置の変遷」
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/oshirase/europe.html#eu

農林水産省「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について」
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

2. 食品衛生

食品産業事業者が遵守すべき食品衛生基準は、一般食品については規則 852/2004 が制定され、動物起源食品については規則 853/2004 が制定されている。また、一般食品および動物起源食品それぞれに対し、加盟各国の管理体制や検査業務（公的検査）に関する規則 2017/625 も定められている。

(1) 一般食品

食品衛生に関する2004年4月29日付欧州議会・理事会規則852/2004（2004年4月30日付官報L139掲載）（規則1019/2008、579/2014、2021/382などにより改正）

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R0852
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

食品と飼料に関する法律、家畜の健康と福祉及び植物の健康と植物保護製品に関するルールの確実な実施のために行われる公的検査及びその他の公的な活動について、欧州議会・理事会規則 999/2001、396/2005、1069/2009、1107/2009、1151/2012、652/2014、2016/429、2016/2031、及び理事会規則 1/2005、1099/2009、理事会指令 98/58/EC、1999/74/EC、2007/43/EC、2008/119/EC、2008/120/EC を改正し、欧州議会・理事会規則 854/2004、882/2004、及び理事会指令 89/608/EEC、89/662/EEC、90/425/EEC、91/496/EEC、96/23/EC、96/93/EC、97/78/EC、理事会決定 92/438/EEC を廃止する 2017 年 3 月 15 日付欧州議会・理事会規則 2017/625（公的検査規則）（2017 年 4 月 7 日付官報 L95 掲載）（規則 2019/478、2019/2122、2019/2124、2019/2127、2022/2292、2024/1143、2024/2104 などにより改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0625
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

食用動物および人の消費向け特定製品の貨物を EU 域内への搬入する際の要件に関する欧州議会・理事会規則 2017/625 を補足する 2022 年 9 月 6 日付欧州委員会委任規則 2022/2292（2022 年 11 月 24 日付官報 L304 掲載）（規則 2023/1674 により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32022R2292
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

公的検査の一時強化および特定の第三国から特定物品の EU への搬入を取り締まる緊急対策に関して欧州議会・理事会規則 2017/625 及び規則 178/2002 を実施し、欧州委員会規則 669/2009、884/2014、2015/175、2017/186、2018/1660 を廃止する 2019 年 10 月 22 日付欧州委員会実施規則 2019/1793（2019 年 10 月 29 日付官報 L277 掲載））（規則 2022/913、2023/1110 により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R1793
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 852/2004（2004 年 5 月 20 日発効）は、食品の第一次生産に携わる食品事業者および食品の製造、加工、流通のあらゆる段階に従事する事業者に対し、食品に対する微生物基準や当規則の定める目的達成のために設定された手続き、食品の温度管理要件、低温流通システムの管理補修、サンプル採取と分析などの特定の衛生管理手続きを正確に行い、食品衛生要件を満たす義務を原則として規定したものである。

規則 852/2004 により、食品事業者には、第一次生産過程およびこれに関連する工程（付

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

属書 I に掲載）を経た食品の製造、加工および流通のいずれかの段階に関わる食品事業者は、常設の手続きまたは危害分析重要管理点（HACCP）に基づいた手続きを設置し、実施することが義務付けられている。また、規則 2019/478 により、2019 年 12 月 14 日から新たに植物起源製品と動物起源製品の双方を含む混合食品（製品）、並びに、干し草、麦わらが、健康上へのリスクが認められるとして同様の検査対象となることが決定した。

HACCP に基づく衛生管理基準

1) 危害となるものの特定
2) 重要管理点の設定
3) 管理基準の設定
4) 重要管理点の監視方法の設定
5) 改善措置の設定
6) 上記 1)～5)が確実に実施されているかを検証する方法の設定
7) 上記 1)～6)についての記録および各種文書の保管

食品事業者は管轄当局に HACCP 基準に従っていることを証明する必要がある。また、同条項に従った過程を示した文書は常に最新の状態に維持するとともに、その他の記録・各種文書は適切な期間保管しなければならない。

欧州議会・理事会規則 2017/625（公的検査規則、2019 年 12 月 14 日適用開始）は、農産食品のサプライチェーン上の事業者による食品・飼料の安全と品質、動物の健康・福祉、植物の健康、動物副産物に関連する加盟国当局の管理体制、検査業務を規定。また、多数の法令にまたがっていた従来の断片的な制度を改善し、検査制度を合理化・簡易化することで、効率性と透明性を向上することを目的としている。

公的検査規則は、植物の健康や動物性副産物など、先行法の欧州議会・理事会規則 882/2004 よりも広い範囲の製品に適用される。リスクに基づくアプローチを強化し、従来の人体や動植物の健康、動物福祉に関するリスクに加えて、環境へのリスクや製品の品質・原産地等について消費者に誤解を与える可能性、事業者のこれまでの法令順守の状況などを考慮し、リスクの高い領域や活動に焦点を絞って効率的かつ効果的に検査を行うことが定められた。すべての搬入品に対し文書検査が行われ、物理的検査はリスク評価に相応しい頻度で実施される。第三国からの輸入を手配する事業者は、共通健康衛生搬入文書（CHED）を作成し、公的検査用統合情報管理システム（IMSOC）により、搬入品に関する情報を事前提供することが求められる。公的検査規則は、電子商取引を行うオンライン事業者およびインターネット販売される製品にも同様に適用される。事業者は公的検査手続きに全面的に協力し、検査対象物のみならず、検査官の求めに応じて施設や設備を案内説明し、関連文書やシステム情

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

報などへのアクセスも提供しなければならない。

EU に輸入される農産食品に関しても、加盟国当局と企業の双方の負担軽減を視野に、リスクに基づくアプローチを強化し、欧州委員会委任規則 2022/2292（2022 年 12 月 15 日適用開始）において動物および動物起源食品、水産品などの輸入に関する要件が規定された。

また、欧州委員会実施規則 2019/1793 には、特定の第三国より輸入される特定の非動物起源食品の輸入時の管理や、公的検査の一時的強化に関連する規定が定められている。当実施規則の付属書 I に、対象となる食品・飼料の最新版リストが掲載されている。同リストは定期的な見直しが義務付けられている。

欧州委員会は以下のウェブサイトに公的検査規則に関する詳細説明をまとめている。
https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/official-controls-and-enforcement/legislation-official-controls_en

公的検査規則に基づく委任・実施法令の概要、官報掲載日並びに適用開始日については、以下を参照。
https://food.ec.europa.eu/system/files/2019-12/oc_qa_ocregulation_20191212_delegated_implemented_acts_en.pdf

(2) 動物起源食品

食品衛生に関する特定のルールを規定する2004年4月29日付欧州議会・理事会規則853/2004（2004年4月30日付官報L139掲載）（規則1662/2006、1243/2007、1020/2008、558/2010、150/2011、1276/2011、16/2012、517/2013、786/2013、218/2014、636/2014、1137/2014、2016/355、2017/185、2017/1978、2017/1981、2019/759、2021/1374により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R0853
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

食品と飼料に関する法律、家畜の健康と福祉及び植物の健康と植物保護製品に関するルールの確実な実施のために行われる公的検査及びその他の公的な活動について、欧州議会・理事会規則 999/2001、396/2005、1069/2009、1107/2009、1151/2012、652/2014、2016/429、2016/2031、及び理事会規則 1/2005、1099/2009、理事会指令 98/58/EC、1999/74/EC、2007/43/EC、2008/119/EC、2008/120/EC を改正し、欧州議会・理事会規則 854/2004、882/2004、及び理事会指令 89/608/EEC、89/662/EEC、90/425/EEC、91/496/EEC、96/23/EC、96/93/EC、97/78/EC、理事会決定 92/438/EEC を廃止する 2017 年 3 月 15 日付欧州議会・理事会規則 2017/625（公的検査規則）（2017 年 4 月 7 日付官報 L95 掲載）（規則 2019/478、2019/2122、2019/2124、

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

2019/2127、2022/2292、2024/1143、2024/2104 などにより改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0625

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

食用動物および人の消費向け特定製品の貨物を EU 域内への搬入する際の要件に関する欧州議会・理事会規則 2017/625 を補足する 2022 年 9 月 6 日付欧州委員会委任規則 2022/2292（2022 年 11 月 24 日付官報 L304 掲載）（規則 2023/1674 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32022R2292

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 2017/625 に準拠し、人の消費向けの特定の動物および製品を EU 域内に搬入することが承認されている第三国または地域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日付欧州委員会実施規則 2021/405（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2022/2293 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0405

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

公的検査に関して欧州議会・理事会規則 2017/625 に基づき人の消費向け動物起源製品の公的検査の実施に関する統一的な実務手続きを定め、欧州委員会規則 2074/2005 を改正する 2019 年 3 月 15 日付欧州委員会委任規則 2019/627（2019 年 5 月 17 日付官報 L131 掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0627

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

動物起源食品とは、加工されているか否かに関わらず、動物から作られた食品および動物由来食品（蜂蜜および血液も含む）を指す。欧州議会・理事会規則 853/2004（2004 年 5 月 20 日発効、2006 年 1 月 1 日より適用）は動物起源食品の衛生について食品事業者が従うべき具体的なルールを定めている。一方、欧州議会・理事会規則 2017/625（前述、2019 年 12 月 14 日適用開始）が、動物起源食品に対する加盟各国の当局の管理体制、検査業務を規定している。また、規則 2017/625 を補足する動物起源食品などの輸入に関する要件は、欧州委員会委任規則 2022/2292（前述、2022 年 12 月 15 日適用開始）に規定された。さらに、規則 2019/478 により、2019 年 12 月 14 日から新たに植物起源製品と動物起源製品の双方を含む混合食品、並びに、干し草、麦わらが、健康上へのリスクが認められるとして同様の検査対象となることが決定した。

第三国から EU へ有蹄類家畜とウサギ類以外の飼育された哺乳類の狩猟動物に分類される動物起源食品を輸出する際は、規則 2019/627 に則した衛生マークを表示しなければならな

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

い。ただし、同規則で当該動物起源製品に対する衛生マークが規定されていない場合は、規則 853/2004 の規定による認証マークを表示する。

規則 853/2004 は動物起源食品の輸入を、規則 853/2004 に従って欧州委員会が作成・更新する第三国リストに記載された国・地域に所在する、EU の要件を満たすことが保障された「輸入許可施設」のリストに記載された食品業者・食品施設に限って認めている。輸入許可施設の認定は、当該第三国の管轄当局が行っている。なお、第三国リストは欧州委員会実施規則 2021/405 にまとめられている。

日本は、水産品（二枚貝軟体動物や魚製品など）、牛肉（ウシ科動物の生鮮肉。2013 年 3 月 28 日以降に処理されたもの）、ケーシング（ソーセージの表皮部分）の第三国リストに掲載されており、輸入許可施設から EU への輸出が認められている。

最新の第三国の輸入許可施設のリストは、以下のウェブサイトに記載されている。
https://webgate.ec.europa.eu/tracesnt/directory/listing/establishment/publication/index#!/search

主な動物起源食品の第三国リストは、以下の規定で確認することができる。

a. 水産品

欧州議会・理事会規則 2017/625 に準拠し、人の消費向けの特定の動物および製品を EU 域内に搬入することが承認されている第三国または地域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日付欧州委員会実施規則 2021/405（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2022/2293 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0405
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州委員会実施規則 2021/405 には、二枚貝や棘皮動物、被嚢亜門動物、海洋性腹足類の輸入が承認される第三国リスト（付属書 VIII）、および特定の魚製品の輸入が承認される第三国リスト（付属書 IX）が記載されている。

日本はこの第三国リストに含まれており、日本からの魚製品の輸入および冷凍または加工した二枚貝等の輸入は基本的に可能となっている。ただし、衛生証明書の添付や EU の要件を満たす輸入許可施設で生産された製品であることなど、その他の要件も満たす必要がある。

認可施設の一覧、基準などについては、以下の農林水産省ホームページを参照。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html

なお、EU 域内への水産物・加工水産製品の輸出は違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業規則（理事会規則 1005/2008）の順守が前提となる。同規則については水産庁が以下にまとめている。
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/index.html

また、ジェトロ調査レポート「IUU 漁業規則と水産食品の対 EU 輸出」（以下リンク）を参照のこと。
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001678.html

b. 生きた動物、生鮮肉

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R0692
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 2016/429 に従い、特定の動物、胚製品および動物由来製品の EU への輸入が認可された第三国、領域、区域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日欧州委員会実施規則 2021/404（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2021/1178 により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0404
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州委員会委任規則 2020/692 は動物衛生法（欧州議会・理事会規則 2016/429）と併せ、ウシやヒツジなどの有蹄類や馬類の動物および生鮮肉やミツバチなどの膜翅類の EU 域内への輸入および EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫証明要件について定めている。加えて、特定の動物、胚製品及び動物由来製品の EU への輸入および輸入後の移動に関する取り扱いも規定する。特に、衛生証明書の要件、管轄当局や事業者の義務・責任を明確にし、また、感染症リスク区分に即した予防、管理、報告、監視活動のルールも整理している。輸送時の衛生管理、獣医学検査や消毒殺菌に関する手続きも織り込まれている。

日本は、生鮮肉の輸入が許可される第三国リストに掲載されたことから、牛肉（ウシ科動物の肉）の日本から EU への輸入が可能となっている。ただし、衛生証明書の添付や EU の要件を満たす輸入許可施設で生産された製品であることなど、その他の要件も満たす必要

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

がある。

c. 家きん

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R0692

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 2016/429 に従い、特定の動物、胚製品および動物由来製品の EU への輸入が認可された第三国、領域、区域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日欧州委員会実施規則 2021/404（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2021/1178 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0404

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州委員会委任規則 2020/692 は動物衛生法（欧州議会・理事会規則 2016/429）と併せ、家きん、孵化卵、ひよこ、特定の無菌卵および走鳥・野生猟鳥を含めた家きんの肉とひき肉および機械的除去肉、卵と卵製品の EU 域内への輸入および EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫証明要件について定めている。

日本は、卵と卵製品、家きん肉の輸入が許可される第三国リストに掲載されている。ただし、実際に輸入が認められる産品は、衛生証明書の添付や EU の要件を満たす輸入許可施設で生産された製品であることなど、その他の要件を満たす必要もある。アジア地域では日本の他に、中国、香港、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドが、卵（一部の国のみ）、卵製品、家きん肉（一部の国のみ）の輸入が許可される第三国リストに含まれている。

（参考）農林水産省「欧州｜証明書や施設認定の申請-欧州連合等-食肉（牛肉、家きん肉）」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html#eu_meat

d. 生乳・乳製品

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R0692

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 2016/429 に従い、特定の動物、胚製品および動物由来製品の EU への輸入が認可された第三国、領域、区域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日欧州委員会実施規則 2021/404（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2021/1178 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0404

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州委員会委任規則 2020/692 は動物衛生法（欧州議会・理事会規則 2016/429）と併せ、牛、雌羊、ヤギ、水牛の生乳および乳製品の EU 域内への輸入および EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫証明要件について定めている。

日本は、生乳と乳製品の輸入が許可される第三国リストに掲載されている。ただし、衛生証明書の添付や EU の要件を満たす輸入許可施設で生産された製品であることなど、その他の要件を満たす必要がある。日本から EU 加盟国に輸出可能となるのは、日本産の生乳及び乳製品となっている。アジア地域では日本の他に、中国、香港、インドおよびタイが、一部の乳製品の輸入が許可される第三国リストに含まれている。

（参考）ジェトロ・ビジネス短信「乳・乳製品の EU 向け輸出可能国リストに日本を追加」（2019 年 3 月 8 日）

https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/c18f525a7c0b4978.html

3. 動物検疫

(1) 動物衛生

伝染性の家畜病について、一部の動物衛生に関する法令を改正、廃止する 2016 年 3 月 9 日付欧州議会・理事会規則 2016/429（動物衛生法）（2016 年 3 月 31 日付官報 L84 掲載）（規則 2017/625、2018/1629、2020/686、2020/687、2020/688、2020/689、2020/691、2020/692、2020/990、2020/2154 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R0429

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R0692

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

2016 年 3 月、動物衛生に関する複数の法令をまとめた欧州議会・理事会規則 2016/429（動物衛生法）が官報に掲載され、同規則の主要な条項が 2021 年 4 月 21 日から適用開始された。同時に動物衛生法を補足する委任規則 2020/692 の適用も開始されている。これら動物衛生に関する規則は、動物起源食品の製造から流通までのすべての段階において動物由来感染症の発生を予防し管理するため、原料となる動物の飼育から、製品の生産、保管、移送時の衛生条件を規定するものである。第三国から輸入される動物起源食品についても、当規則で規定された要件あるいはこれと同等の要件を満たすことが求められる。

同規則については、次の欧州委ウェブサイト、Q&A を参照。
https://food.ec.europa.eu/animals/animal-health/animal-health-law_en

欧州委員会委任規則 2020/692 は動物衛生法（欧州議会・理事会規則 2016/429）と併せ、肉製品（処理済みの内臓も含む）の域内への輸入、域内での積み換え、ないし保管は、EU から承認を受けた第三国からのみに限定されることや、輸入できる肉製品の種類について規定している。これらの輸入には、公衆衛生および動物の衛生に関する衛生証明書の提出も義務付けられている。

日本は、肉製品の域内への輸入が許可される第三国リストに掲載されていることから、牛肉由来の肉製品のほか、一定の処理工程を経ることを条件に、豚肉と家きん肉由来の肉製品を日本から輸入することが許可されている。なお、実際の輸入に当たっては、衛生証明書の添付や EU の要件を満たす輸入許可施設で生産された製品であることなど、その他の要件も満たす必要がある。

(2) 動物検疫

a. 第三国からの輸入動物

食品と飼料に関する法律、家畜の健康と福祉及び植物の健康と植物保護製品に関するルールの確実な実施のために行われる公的検査及びその他の公的な活動について、欧州議会・理事会規則 999/2001、396/2005、1069/2009、1107/2009、1151/2012、652/2014、2016/429、2016/2031、及び理事会規則 1/2005、1099/2009、理事会指令 98/58/EC、1999/74/EC、2007/43/EC、2008/119/EC、2008/120/EC を改正し、欧州議会・理事会規則 854/2004、882/2004、及び理事会指令 89/608/EEC、89/662/EEC、90/425/EEC、91/496/EEC、96/23/EC、96/93/EC、97/78/EC、理事会決定 92/438/EEC を廃止する 2017 年 3 月 15 日付欧州議会・理事会規則 2017/625（公的検査規則）（2017 年 4 月 7 日付官報 L95 掲載）（規則 2019/478、2019/2122、2019/2124、2019/2127、2022/2292、2024/1143、2024/2104 などにより改正）

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0625
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則2017/625（2019年12月14日適用開始、前述）は、第三国からEU域内に移送される際の動物検疫のルールを規定している。監督官庁による書類チェックは、域外からの動物積送品ごとに実施されなければならない。動物はその後、EU域内への入国地点に最も近い検査支局、あるいは検疫センターにおいて、個体チェックと健康診断を受ける。荷受人が従うべき管理規則と、動物の検疫所への留置管理の手続きは、検査支局に要求される条件と共に規定されている。

輸入のための獣医学的条件が満たされ、公衆衛生や動物衛生にいかなる危険もない場合、検査支局の公認担当獣医が証明書を発行できる。動物がEUの規制に規定された必要条件を満たさなければ、所管官庁は、検疫センターへの留置や、再輸出、処理を指示できる。さらに、規則2019/478により、2019年12月14日から新たに植物起源製品と動物起源製品の双方を含む混合食品、並びに、干し草、麦わらが、健康上へのリスクが認められるとして同様の検査対象となった。

2020年12月末に英国のEU離脱に伴う移行期間が終了し、英国はEUを完全に離脱した。そのため、EU加盟国と英国との生きた動物の移送は、EU域外国との輸出入の取り扱いとなる。英国からEUに生きた動物を輸入するためには、英国が輸入認可対象の第三国リストに記載されることが前提となる。そして、公的検査規則に準拠した国境検査を完了しない限り、EU域内に搬入することはできない。

b. 牛、豚、羊、山羊および生鮮肉、肉加工品

動物伝染病に関する、また、動物衛生の領域における特定の法制度を改正もしくは廃止する2016年3月9日付欧州議会・理事会規則2016/429（2016年3月31日付官報L84掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:32016R0429
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R0692
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 2016/429 に従い、特定の動物、胚製品および動物由来製品の EU へ

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

の輸入が認可された第三国、領域、区域のリストを規定する 2021 年 3 月 24 日欧州委員会実施規則 2021/404（2021 年 3 月 31 日付官報 L114 掲載）（規則 2021/1178 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0404

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

2016 年 3 月、動物衛生に関する現行の複数の法令をまとめる欧州議会・理事会規則 2016/429（動物衛生法）が官報に掲載され、2021 年 4 月 21 日から適用が開始された。同時に、動物衛生法を補足する委任規則 2020/692 の適用も開始されている（前述）。牛・羊・山羊・豚のほか同様な病気伝染の危険性があるその他の有蹄類の EU 域外からの輸入および EU を経由するトランジットは、認可された第三国からに限定されている（実施規則 2021/404 の付属書参照）。

(3) 動物・動物起源製品

食品と飼料に関する法律、家畜の健康と福祉及び植物の健康と植物保護製品に関するルールの確実な実施のために行われる公的検査及びその他の公的な活動について、欧州議会・理事会規則 999/2001、396/2005、1069/2009、1107/2009、1151/2012、652/2014、2016/429、2016/2031、及び理事会規則 1/2005、1099/2009、理事会指令 98/58/EC、1999/74/EC、2007/43/EC、2008/119/EC、2008/120/EC を改正し、欧州議会・理事会規則 854/2004、882/2004、及び理事会指令 89/608/EEC、89/662/EEC、90/425/EEC、91/496/EEC、96/23/EC、96/93/EC、97/78/EC、理事会決定 92/438/EEC を廃止する 2017 年 3 月 15 日付欧州議会・理事会規則 2017/625（公的検査規則）（2017 年 4 月 7 日付官報 L95 掲載）（規則 2019/478、2019/2122、2019/2124、2019/2127、2022/2292、2024/1143、2024/2104 などにより改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0625

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則2017/625（2019年12月14日適用開始、前述）は、動物起源食品のEU域外第三国からの輸入における、国境での獣医学検査、および検査のルールを定めている。さらに、規則2019/478により、2019年12月14日から新たに植物起源製品と動物起源製品の双方を含む混合食品、並びに、干し草、麦わらが、健康上へのリスクが認められるとして同様の検査対象となった。

(4) 混合食品

食用動物および人の消費向け特定製品の貨物をEU域内へ搬入する際の要件に関する欧州議会・理事会規則2017/625を補足する2022年9月6日付欧州委員会委任規則2022/2292（2022年11月24日付官報L304掲載）（規則2023/1674により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32022R2292

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

国境検査所での公的検査対象となる動物、動物起源製品、胚製品、動物副産物・派生製品、混合食品および干し草・わらのリストに関する欧州議会・理事会規則2017/625の適用ルールを規定し、欧州委員会実施規則2019/2007および欧州委員会決定2007/275/ECを廃止する2021年4月13日付欧州委員会実施規則2021/632（2021年4月19日付官報L132掲載）（規則2022/1322により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0632&qid=1621511913318

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

特定の動物、胚製品及び動物由来製品の貨物の EU への入域並びに入域後の移動及び取り扱いについてのルールに関する欧州議会・理事会規則 2016/429 を補足する 2020 年 1 月 30 日付欧州委員会委任規則 2020/692（2020 年 6 月 3 日付官報 L174 掲載）（規則 2021/1705 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32020R0692&qid=1621512227132

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

2021 年 4 月 21 日より、混合食品に関する新たな輸入条件の適用が始まった。混合食品とは、植物由来原材料と加工された動物由来原材料の両方を含む食品である。規則 853/2004 に従い、混合食品に用いられる加工済み動物由来原材料については、輸出元の国が EU への輸入が認められる第三国リストに掲載され、かつ、EU が認可した施設で製造されたものでなければ、対象製品の EU への輸入が認められない。

加えて、委任規則 2022/2292 の第 20 条から 22 条にかけて、規制対象となる混合食品の詳細、輸入条件、関税品目コードが明記されている。混合食品は 3 種類に分類される： ①温度管理を要する混合食品、② 温度管理は不要だが肉加工品を含む混合食品、③ 温度管理は不要でかつ肉加工品を含まない混合食品。

EU に混合食品を輸入する際は、動物性原材料が EU 認定施設由来であること等を証明するために、混合食品の区分に応じ、公的機関が発行する公的証明書もしくは事業者による自己宣誓書の添付が必要となる。ただし、だし入りみそとだし入りしょうゆについては、2023 年 9 月 21 日から通関時の自己宣誓書の確認が免除された。

混合食品の EU への輸入条件（欧州委員会）
https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/international-affairs/eu-entry-conditions/composite-products_en

EU における新たな混合食品規制への対応について（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/EU.html

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

混合食品の EU への輸入に関する質問と回答（欧州委員会）
https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-11/ia_ic_composite-prods_qandas.pdf

(5) 食用以外の動物性副産物の衛生基準

非食用の動物性副産物および派生製品に関する衛生ルールを規定し、規則1774/2002（動物性副産物規則）を廃止する2009年10月21日付欧州議会・理事会規則1069/2009（2009年11月14日付官報L300掲載）（規則1385/2013、2017/625、2019/1009により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1069
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

国境における獣医学検査を免除する特定のサンプル・品目を規定する理事会指令 97/78/EC を実施し、非食用の動物性副産物および派生製品の衛生ルールを規定する欧州議会・理事会規則 1069/2009 を実施する 2011 年 2 月 25 日付欧州委員会規則 142/2011（2011 年 2 月 26 日付官報 L54 掲載）（規則 749/2011、1063/2012、1097/2012、294/2013、555/2013、717/2013、592/2014、2015/9、2017/172、2017/786、2017/893、2017/1261、2017/1262、2019/319、2019/1084、2019/1177、2019/2122、2019/2124 により改正）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0142
（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

欧州議会・理事会規則 1069/2009（2009 年 12 月 4 日発効）の実施規則である欧州委員会規則 142/2011 には、第三国リストが記載されている。日本から EU 域内に輸入できる品目は、ペットフード（生のものを除く）と犬用ガム、有蹄動物およびその他動物由来の血液製品、医薬品製造に利用される動物性副産物となっている。写真産業で使用されるゼラチン、フォトゼラチンについては、認可された特定の工場で加工されたもののみが輸入可能となる。

その他の動物衛生、検疫に関する法令の一覧は、以下のウェブサイト参照。
https://food.ec.europa.eu/animals/veterinary-border-control/legislation_en

4. 農産品：輸入ライセンス

(1) 適用法令

輸出入ライセンスシステムの適用ルールに関して欧州議会・理事会規則 1308/2013 を補足し、ライセンスの担保の解放または没収ルールに関して欧州議会・理事会規則 1306/2013 を補足し、欧州委員会規則 2535/2001、1342/2003、2336/2003、951/2006、341/2007、382/2008 を改正し、欧州委員会規則 2390/98、1345/2005、376/2008、507/2008 を廃止する 2016 年 5 月 18 日付欧州委員会委任規則 2016/1237（2016 年 7 月 30 日付官報 L206 掲載）（規則 2017/1965、

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

2023/2835 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R1237

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

輸入および輸出ライセンスに関し、欧州議会・理事会規則 1308/2013 の適用ルールを規定する 2016 年 5 月 18 日付委員会実施規則 2016/1239（2016 年 7 月 30 日付官報 L206 掲載）（規則 2017/1964 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R1239

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

農産物の輸出入ライセンスに関する通知（2016 年 7 月 30 日付官報 C278 掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52016XC0730(02)

(2) 概要

EU では、EU 共通農業政策（CAP）で保護されている農産品の一部を対象に、輸入ライセンス制度を導入している。2016 年 11 月 6 日から適用開始された欧州委員会委任規則 2016/1237（2016 年 8 月 6 日発効）と欧州委員会実施規則 2016/1239（2016 年 8 月 6 日発効）は、先行法令である規則 376/2008 に対する改正・更新を整理するとともに、EU 共通農業政策（CAP）を規定する欧州議会・理事会規則 1306/2013 や農産物市場体系を確立する欧州議会・理事会規則 1308/2013 を補完している。規則 2016/1237 は、対象品目や担保、ライセンス保有者の権利や義務などに関する一般規定を、規則 2016/1239 は、輸出入ライセンス制度を運用するため、申請や通関に必要となる各種手続きを定めている。

輸入ライセンスの対象品目は規則 2016/1237 の付属書のパート 1 に記載されている。CN コードで品目が指定されており、一部品目にはライセンス取得が義務付けられる最低数量が指定されている。また、先行法令の対象品目のカテゴリーから「穀物」と「オリーブオイルおよびテーブルオリーブ」、「牛肉と子牛肉」、「牛乳・乳製品」が削除された。対象品目のカテゴリーは次の通り。

[1] 米
[2] 砂糖
[3] 種子
[4] 亜麻と麻
[5] 果物と野菜
[6] 果物・野菜加工製品
[7] その他の製品

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

[8]　農産物由来のエチルアルコール

規則2016/1239は原則的に、輸入ライセンスを電子的に申請・発行することを規定しているが、電子技術が利用できない場合などは、同規則の付属書Iに定められた用紙での申請も認められる。同規則の付属書IIには、品目別の担保額やライセンスの有効期間が明示されている。ライセンス申請のガイドラインは、農産物の輸出入ライセンスに関する通知にまとめられている。また、輸入ライセンスの申請に当たり、事業者はEU域内の事業者登録・識別（EORI：Economic Operators Registration and Identification）ナンバーを記載する必要がある。EORIナンバーについては、「EU 関税制度関連法　EU関税法 詳細」を参照。

2020年12月末に英国のEU離脱に伴う移行期間が終了し、英国はEUを完全に離脱した。そのため、英国当局により発行されたEUでの輸入ライセンスないし英国の事業者が保有するEUでの輸入ライセンスは効力を失い、加盟国税関では受付けられなくなった。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.